

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

はじめに八百津町地域防災計画に基づき、八百津町の災害特性や防災上の特色を「自然的条件」、「社会的条件」の二つの観点から示すとともに、地域に於いて考慮すべき災害のリスクの全体像について説明する。

続いて、それを踏まえて町内事業者の災害発生時の継続的な経営活動（事業継続）に影響を与える災害リスクに着目・整理の上、特に事業継続力強化にあたって考慮・対策を講ずべきリスク要因について記載する。

①自然的条件

■位置・面積等

八百津町は、岐阜県の東南部に位置し、市街地と農山村の両方を含む自治体である。

町の北側に飛騨川、町内南部には木曾川が流れ、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、南は瑞浪市、御嵩町に接している。県庁所在地の岐阜市からは約40km、中部経済圏の中心である名古屋市からは約45kmの距離に位置している。町域は、東西19.8km、南北11.2kmにわたって広がり、総面積128.79km²となっている。

■地形・地勢

八百津町は、盆地平野と木曾山脈に連なる山岳地帯からなる地域で、森林が町域の約80%を占めている。町の西部は、海拔120m前後の木曾川の河岸段丘上に住宅、農地が広がっている。西南から北東に行くに従い、平野部から山間地域へと変わり、町の東部では海拔500mから600mの高原に集落が点在している。

町内の南部を東西に流れる木曾川には、名場居川、旅足川、荒川、石川等多くの支流が流入しており、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生している。

地質を見ると、町の大部分は、秩父古生層という堆積岩の隆起によって形成されているが、東部の久田見地区をはじめ一部の地域は、花崗岩地帯で形成されている。また、木曾川流域一帯は、新生代三紀層で形成されている。

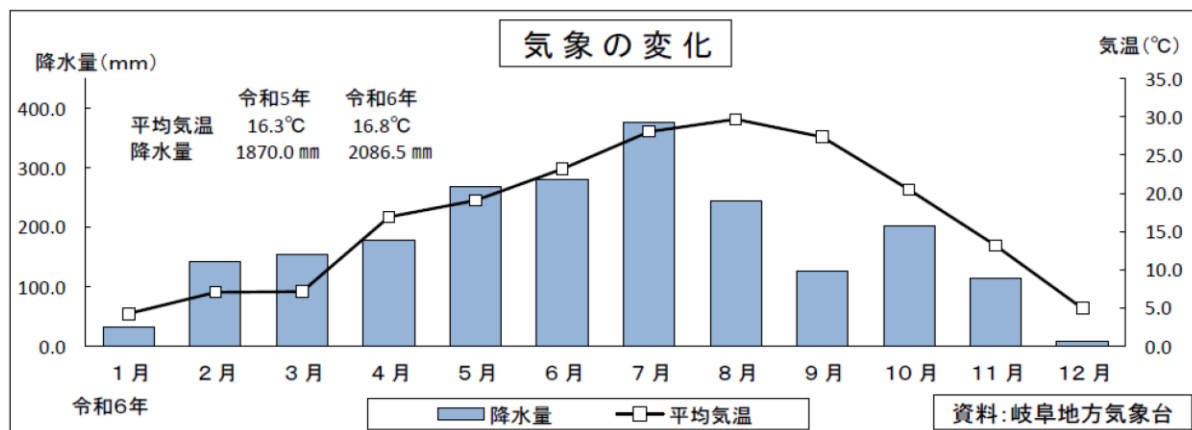
■気象

八百津町は、主に温暖湿潤気候に属する。令和6年(2024年)の気温は、最も近い美濃加茂市に於いて、年平均16.8度と比較的温暖で、月平均気温の最高は8月の29.7度、最低は1月の4.3度である。ただし、町東部地域の山間部（久田見・福地・潮南地区）は、やや内陸型の気候を示し、気温がかなり低くなる。

令和6年(2024年)の年間降水量は2,086mm、最高月降水量は337mm（7月）、最低月降水量は8.5mm（12月）と岐阜県内に於いても降水量・降雪量が比較的少ない地域であるが、6月～9月にかけて



の暖候期には、しばしば大雨が襲来することがある。



[出典: 令和6年度美濃加茂市統計書別冊「統計から見た美濃加茂市の姿」]

②社会的条件

■人口

人口は、令和7年(2025年)10月末現在、9,719人(男性4,697人、女性5,022人)、世帯数は4,250世帯である。平成17年(2005年)10月末が13,401人、この20年間で3,682人減少している。

今後もこの傾向が継続すると考えられ、日本創生会議の推計では2040年には総人口6,700人程度になると予測されている。同時に、老年人口比率の増加も予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっている。

■交通

1) 道路

- ・高規格幹線道路としては、八百津町の西端を東海環状自動車道が通過しており、主要地方道多治見白川線伊岐津志バイパス(やおつトンネル)が平成28年(2016年)に開通し、東海環状自動車道可児御嵩 IC まで約20分、中央自動車道土岐 IC までは約30分と交通アクセスの利便性が向上した。
- ・広域幹線道路としては、一般国道418号があげられ、八百津町の道路網の骨格となっている。木曾川沿いを東西に走り、東は恵那市方面、西は川辺町、美濃加茂市方面を結んでいる。
- ・一方、南北軸を形成しているのは主要地方道多治見白川線で、南は可児市、御嵩町方面、北は白川町方面を結んでいるが、一部道幅の狭い旧道が含まれる。これらの道路網は、災害発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割を持っていることから、そうした機能にも対応できる整備が求められる。

2) バス

- ・東鉄バス(東濃鉄道株式会社)の路線バスにより、JR美濃太田駅と八百津町中心部を結んでいる。所要時間は、八百津町ファミリーセンター前・美濃太田駅間(平日のみ3往復)が35分、路線の一部は八百津高校・美濃太田駅間(1往復)が30分、八百津町ファミリーセンター前・中部国際医療センター間(1.5往復)27分である。
- ・東濃鉄道に運行委託するコミュニティバスとして、YA0バス(やおバス)が名鉄明智駅と八百津町を結んでいる。所要時間は25分、平日21往復、休日17往復である。
- ・コミュニティバス802(コミュニティバスやおつ)があったが、利用者の著しい減少により維持が困難となり廃止し、令和2年(2020年)10月より八百津町を東部地区・西部地区に分ける交通網とした。東部地区は、八百津町社会福祉協議会に委託し予約のある場合のみ運行を行うデマンド交通に、西部地区は、新太田タクシー株式会社に委託し車両及び路線をコンパクトにし

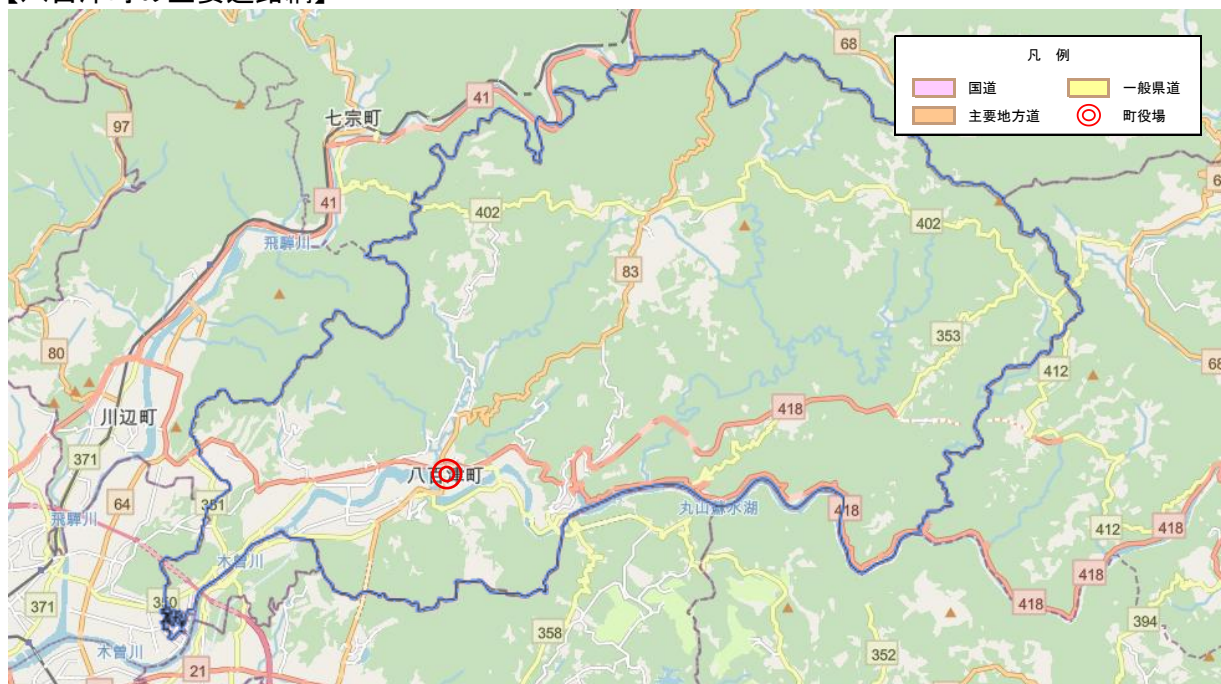
定時定路線に変更することで、八百津町内の公共交通機能を維持している。

3) 域内アクセス

八百津町は、木曾川によって南北方向のアクセスが分断されているため、木曾川に架けられた稲葉橋、八百津橋、八百津大橋、蘇水峡橋、小和沢橋等の橋梁が南北軸の要として重要な役割を果たしている。

これらの橋梁については、適切に維持・管理を行うとともに、耐震化が求められる。

【八百津町の主要道路網】



[出典：「ArcGIS Online 道路路線網図・幅員マップ」を加工]

③災害リスク

■風水害

八百津町は、木曾川をはじめ、木曾川に流入する多数の支流に位置しているため、これまでも台風や集中豪雨に伴う悪条件が重なると、風水害による被害が発生している。

代表的なものとしては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風があげられる。死者2名、負傷者13名、家屋等の全壊78戸、半壊486、床下浸水120戸という甚大な被害を被り、災害援助法が適用された。昭和36年(1961年)の台風18号(第2室戸台風)に於いても、家屋の半壊81戸という大きな被害が出ている。また、昭和58年(1983年)の9.28災害では、集中豪雨によって木曾川が増水し、家屋等の全壊・半壊各1戸、床上浸水17戸、床下浸水12戸のほか、錦織つり橋の流出や木曾川護岸の破壊等の被害に見舞われた。これ以外に、昭和43年(1968年)、昭和51年(1976年)、平成11年(1999年)にも台風・豪雨に起因する水害によって床上・床下浸水の被害が発生している。

令和2年(2020年)には「令和2年7月豪雨災害」により、八百津地区を中心とする突風による風災害が発生し、家屋屋根の倒壊、一部破損をはじめ多くの災害が発生した。

また、水害による被害想定に「ため池堤体決壊」によるものがある。八百津町内には、36の農業用ため池があり、この被害想定は、農業用ため池満水時、地震による堤体決壊もしくは豪雨による堤体決壊を受けて、ため池氾濫水が流下する地域に被害をもたらすと想定している。

■土砂災害

八百津町に於いては、地形地質的特徴から、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、傾斜地が崩壊したり、土石流が発生したりする可能性がある。

記憶に新しいところでは、平成22年(2010年)7月15日、約5時間で250mm前後という梅雨前線による局地的豪雨によって町内野上地区に於いて土石流が発生、死者3名という被害に見舞われた。加えて、河川の氾濫や住宅への浸水、がけ崩れや道路の寸断、田畑の流出・冠水等、町内全域にわたって甚大な被害が発生した。翌平成23年(2011年)9月にも、台風15号によって八百津地区の裏山が崩壊し、負傷者が1名出ている。

八百津町では、町域の約8割を森林が占めているが、適正管理された山林の減少等による森林の保水機能の低下により、短時間の豪雨でも急激な増水や水害、土砂災害の危険が生じるようになったと言われている。今後も上記のような災害が発生する可能性は否定できず、適切な対策を講じていくことが求められている。

○土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地・区域である。(下図に於いて黄色で表される部分)

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが通常の建築物が住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる大きさを上回る区域である。(下図に於いて朱色で表される部分)

【土砂災害（特別）警戒区域】



[出典：岐阜県統合型 GIS]

■地震災害

1) 海溝型地震

海溝（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれる。近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、東海地震・東南海地震・南海地震の震源域に於いて繰り返し大規模な地震が発生している。しかし約70年前からは、東南海地震・南海地震の震源地でしか発生していない。とりわけ東海地震の震源域については、前回発生（1854年 安政東海地震）して以来、既に170年が経過しているため、その地域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いと言われている。

八百津町については、南海トラフ巨大地震に於いて、最大震度6弱の揺れ（岐阜県防災課「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」平成25年2月9日発表）があると予測されている。

2) 断層型地震

活断層が原因の内陸直下型地震は、断層型地震と呼ばれている。岐阜県は、全国的にみて活断層の分布密度がかなり高いといわれ、内陸直下型地震の原因となる活断層は大小あわせて約100本確認されている。

八百津町周辺にも、阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在している。天正地震（天正13年 1586年）、濃尾地震（明治24年 1891年）等、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっており、これらの活断層に起因する地震が発生する可能性がある。

なお、八百津町に最も近い阿寺断層は、東北地方太平洋沖地震の影響による誘発地震の危険性が指摘されているが、その阿寺断層系地震では、震度6弱の揺れがあると予測されている。

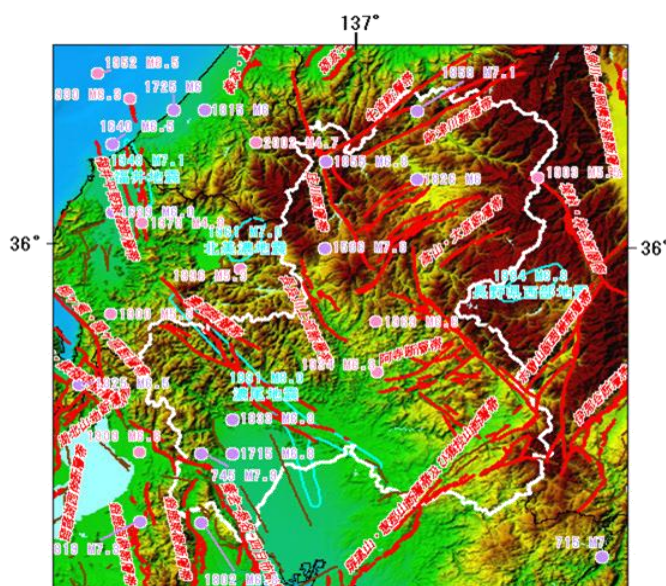
（参考：岐阜県防災課「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」平成31年2月発表）

活断層はすべてが確認されているわけではなく、八百津町直下に、まだ確認されていない活断層があり、それが原因で地震が起こる可能性がないとはいえない。ちなみに、「八百津町地震防災マップ」（八百津町、平成20年2月）は直下型地震（M6.9）を想定して作成されており、川沿いや谷あいの低地部分で震度6弱の揺れがあると予測されている。

3) 遠距離で発生する大規模地震の影響

遠方で発生した地震であっても、その地震の規模が大きいと、何らかの影響が生じる可能性があるため注意が必要である。平成7年(1995年)1月17日に発生した兵庫県南部地震（M7.3）では、震源地から約200km 離れた八百津町で震度4であった。また、平成23年(2011年)3月11日の東北地方太平洋沖地震（M9.0）に於いては、震源から約600km の距離があるにも関わらず、八百津町で震度2を記録している。

【岐阜県の主な被害地震と活断層】



[出典：地震調査研究推進本部 Web サイト]

【大規模地震被害想定】

大規模地震発生時における発生率、予想される最大震度、建物被害想定は以下の表のとおりである。

	発生確率 (30年以内)	予想される 最大震度	建物被害 (棟)	
			全壊	半壊
南海トラフ巨大地震	70%~80%	5.67	34	513
養老-桑名-四日市断層帯地震	0%~0.7%	5.42	0	77
阿寺断層系地震	6%~11%	5.35	1	117
跡津川断層帯地震	0%	5.18	0	53
高山・大原断層帯地震	0.7%	5.08	0	25

[出典：「平成23~24年 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査概要書」より抜粋]

■感染症

感染症とは細菌、ウイルス、真菌、寄生虫などの病原体（＝病気を引き起こす微生物）が体内に侵入し、増えることによって体に異常（症状）が生じる状態のことである。

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

新型コロナウイルスは、2019年に一部地域から発生し短期間で全世界に広がった。日本国内でも、全国的かつ急速なまん延により、国内を大混乱に陥れ、八百津町に於いても多くの町民の生命や健康に重大な影響を与え、経済活動に大きな影響を及ぼした。WHOによる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」は令和5年(2023年)5月に解除され、日本でも同月に5類感染症に移行したが、ウイルスが変異するため流行を繰り返している。

なお、当計画では、新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治方法が開発されていない段階にある感染症を総称して「新型ウイルス感染症」と定義する。これらは、ほとんどの国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町の経済活動に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活に於いてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならぬほどのリスクがある。

【新型ウイルス感染症の感染経路】

・飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

⇒感染を注意すべき場面

屋内などでお互いの距離が十分に確保できない状況で一定期間を過ごすとき

・接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付着する。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染する。

⇒感染場所の例

電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど

・空気感染

飛沫の水分が蒸発して更に小さな粒子である飛沫核となって、長期間空気中を漂い、これを吸い込むことによって感染する。

■その他の災害リスク

八百津町には、多目的ダムとして丸山ダムが立地している。さらに現在、その丸山ダムの機能

を維持しながら、ダム本体の嵩上げを行うという最新工法によって新丸山ダムの建設が進められている。しかし、大規模ダムであり、大規模地震等によってダムが決壊した場合等には、大きな被害が発生する可能性があるため、防災対策を講じていく必要がある。

(2) 商工業者の状況

八百津町は、「やおあいのまち（たくさんのが集まり出会うところ）」として、木曾川の舟運の起点として一大商業地の繁栄を極めていた。鉄道、道路網の整備発展、丸山ダム建設と時代の変遷により舟運の幕を下ろすと共に、繊維・撚糸業が台頭、戦後から現在は、八百津煎餅、栗きんとん、酒・味噌・醤油、酢の醸造業を中心とした食品産業、全国でも高いシェアを誇る精密金属部品製造業のほか、企業誘致による輸送用機械部品、自動車用プラスチック部品などの製造業が中心産業である。

商業では、中堅チェーン店が複数あり、中心商店街に八百津銘菓「栗きんとん」の和菓子店が集積するなど小売サービス業も多く存在する。

【令和3年 経済センサスにおける事業者数と業種分類】

- ・ 商工業者数 443 事業者
- ・ 小規模事業者数 363 事業者

業 種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	18	17
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	63	62
製造業	106	80
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
情報通信業	0	0
運輸業、郵便業	6	5
卸売業、小売業	122	91
金融業、保険業	9	9
不動産業、物品賃貸業	9	9
学術研究、専門・技術サービス業	9	7
宿泊業、飲食サービス業	45	35
生活関連サービス業、娯楽業	30	27
教育、学習支援業	7	6
医療、福祉	5	5
複合サービス業	4	4
サービス業（他に分類されないもの）	9	5
合 計	443	363

[出典：「令和3年 経済センサス活動調査」を基に算出]

■工場の集積

工場の集積は、工場誘致の核として八百津町野上、和知地区に造成された野上工業団地および和知工業団地に集積が見られ、東海環状自動車道可児御嵩 IC に近い伊岐津志地区に工場の集積が見られる。

■商業の集積

商業の集積は、八百津町本町通り商店街を中心とした市街地と東部山間部に久田見商店街が形成されているが、主な商業集積地域は八百津の中心街区である。

町内に中規模スーパー2店舗、ホームセンター1店舗、ドラッグストア2店舗があるが、八百津町八百津地区のスーパー1店舗の他は、町内で唯一世帯数増加地区である和知地区にある。

【八百津町の工業団地・商店街の位置図】



(3) これまでの取組

■八百津町の取組

- ・地域防災計画の策定（令和4年1月改定）
- ・八百津町業務継続計画の策定（平成29年3月策定）
- ・「八百津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定（平成26年7月改定）
行動計画に従って、注意喚起を行っている。
- ・総合防災訓練の実施
毎年1回、総合防災訓練を実施（直近では令和7年3月17日に実施）
- ・防災備品の備蓄
八百津町内防災倉庫設置場所（町内6か所）
八百津小学校裏・錦津コミュニティセンターきらり・和知出張所・潮南出張所・
久田見コミュニティセンター・福地出張所
主な備蓄品
八百津町ホームページ内に掲載
くらしの情報「防災・災害に備える・防災倉庫（防災備品）」の内容紹介

■当商工会の取組

- ・「事業継続力強化計画」認定制度啓発PR
（令和7年6月八百津町商工会商い通信掲載 配布枚数340部）
- ・八百津町ファミリーセンター防災訓練参加（直近は令和7年3月17日）
（八百津町中央公民館主催、商工会職員3名参加）
- ・八百津町商工会事業継続計画の策定（令和2年10月1日策定 令和4年7月15日更新）
- ・八百津町・商工会 事業継続連絡会議の開催（令和7年9月18日）

初動連絡体制の構築

・職員の策定支援スキルアップ

商工会職員及び行政担当職員合同「事業継続力強化支援計画策定セミナー」開催
(令和2年7月30日、9月17日)

県下商工会経営指導員を対象とした「事業継続力強化支援計画策定セミナー」参加
(令和7年7月24日開催 岐阜県商工会連合会主催 経営指導員2名参加)

II. 課 題

(1) 現状整理と事業継続に向けた問題点

現状の課題として以下の5つの観点により整理した。

1. 事業者の経営環境

町内商工業者数は443事業者で、その内の363事業者が小規模事業者であり、商工業者のうち82%が小規模事業者である。

令和2年7月に実施したアンケート調査では、町内中小・小規模事業者の中で121社中で80%の事業者が「事業継続力強化計画」を「知らない」と回答した。また、既に計画を「策定している」と回答した事業者は10%、「策定予定」と回答した事業者は9%であった。

令和2年7月豪雨災害では、八百津地区を中心とした中小・小規模事業者に風による被害が発生し、自然災害が経営に大きな影響を及ぼすことを改めて認識することとなった。また、感染症の予防対策やルールづくり、感染症拡大時に備えた衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性など地区内の中小・小規模事業者は、感染症対策に対する認識や対応が十分ではない。

こうしたことから、中小・小規模事業者では十分な事業継続対策が講じられておらず、その意識が不足している現状であることは明らかである。

2. 八百津町の立地条件

八百津町の総面積は 128.79km²で、岐阜県内42市町村の中で16番目に広い面積を有している。町内は、八百津地区を中心とする標高120m の平坦地域と標高550m の山間地に大別され、気象環境が大きく異なり、それに付随して経営環境も異なっている。

山間地は、主要交通路が限られており、積雪の後の道路凍結、豪雨によるがけ崩れなど交通遮断の影響が懸念される。平坦地は河川氾濫など浸水等の水害や突風などの風災害が懸念される。

3. 商工会の支援体制

当商工会に於いては事業者への事業継続に係る支援能力が不足している。創業計画策定支援による創業支援、事業計画策定支援による売上・利益向上や持続的発展に係る支援など支援実績は豊かで経験値も高い。しかし、事業継続力強化計画策定支援については自然災害・新型感染症共に支援実績が乏しく、その知識・ノウハウ及び指導スキルも不足している。

4. 商工会の運営状況

商工会組織の、事業継続への現場対応力がまだまだ弱いのが現状である。「八百津町商工会事業継続計画」は令和2年10月1日策定したが、災害対応備品の準備・購入、災害発生時の早期の業務復旧に向けた計画の理解や訓練などまだまだ十分とは言えない現状である。

また、新型感染症についての取組みは、対応策を立案したものの具体的な手順はあいまいで、今後の課題となっている。

5. 行政と商工会の連携状況

八百津町では、八百津町地域防災計画、八百津町新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、自然災害については、地域住民を対象とした防災訓練が計画・実施されている。

一方、事業者に対する「事業継続力強化」に向けた支援、並びに自然災害・感染症などの発生時の行政と商工会の連携については、それぞれが使用する災害連絡システムの共有は難しく、行政と商工会との初動体制の連絡網構築までで、具体的な手順フローなどは協議を始めたばかりで、具体的な行政と商工会との連携体制・手順が構築されていない。

(2) 問題点に対応した課題

1. 事業者の経営環境

問題：中小・小規模事業者の事業継続意識の不足により個々の事業者の災害対策・感染症対策が不十分である。

課題：中小・小規模事業者の事業継続意識を高めること

2. 八百津町の立地条件

問題：町内の立地条件により事業者にもたらす災害による影響と対策が異なる。

課題：個々の事業者に対応した「事業継続力強化計画」の策定と計画の実行支援。

3. 商工会の支援体制

問題：事業継続力強化計画策定支援の経営値が不足している。

課題：商工会職員の事業継続力強化計画策定支援スキルの向上。

4. 商工会の運営状況

問題：商工会組織の事業継続に対する対応力が不足している。

課題：商工会組織の事業継続力の向上

5. 行政と商工会の連携状況

問題：行政と商工会の事業者への事業継続力強化計画普及啓発活動並びに有事に際しての連携体制が整備されていない。

課題：行政、商工会の事業継続に係る連携体制の強化。

Ⅲ. 目 標

八百津町商工会は、八百津町内の中小・小規模事業者の事業継続力の強化を促すことで、自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生に際しても、地域経済・地域インフラを安定維持できる強靱な地域経済の構築を目指す。

このため八百津町商工会自身も、中小・小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定支援を強化し、また発災時の地域内中小・小規模事業者の被災状況を把握、速やかに相談業務を再開し、復興支援体制を構築できるよう体制強化維持を図る。

上記の目標を達成するために、前述の5つの課題に対応して、行政及び商工会は下記の定性・定量目標を設定する。

課題1 中小・小規模事業者の事業継続意識を高めること

■目標：地区内中小・小規模事業者に事業継続に対する意識を根付かせる

■手法・目標件数：

- 1) 「事業継続力強化セミナー」の開催
年1回開催：5事業者参加
- 2) 「事業継続力強化計画」啓発広報の実施
「八百津町商工会商い通信」への掲載（商工会）
紙面配布ならびに商工会 Web サイトへの掲載：年2回（地区内事業者向け）
- 3) 地域全体における「防災意識」の醸成
「広報やおつ」への掲載（八百津町）
町民に向けた防災対策記事による防災意識の醸成：年1回（町内全世帯配布）

課題2 個々の事業者に対応した「事業継続力強化計画」の策定と計画の実行支援

- 目標：個々の事業者に対応した「事業継続力強化計画」の策定と計画の実行支援の実施
- 目標件数：
 - 1) 事業継続力強化計画に関する巡回指導件数：年20件
 - 2) 事業継続力強化計画策定支援事業者数：年4事業者
 - 3) 事業継続力強化計画策定事業者数：年2事業者
 - 4) 事業継続力強化計画策定事業者のフォローアップ数：年2事業者 4件

課題3 商工会職員の事業継続力強化計画策定支援スキルの向上

- 目標：商工会職員の事業継続力強化計画策定支援スキルの向上
- 手法：
事業継続力強化計画の策定推進に必要なスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、体系的な知識を得る。

課題4 商工会組織の事業継続力の向上

- 目標：災害発生時の迅速な商工会重要業務の復旧体制の構築
- 手法・目標件数：
商工会事業継続計画の定期的な見直しと改善の実施：年1回実施

課題5 行政、商工会の事業継続に係る連携体制の強化

- 目標：行政、商工会との連携による事業継続支援体制の整備
- 手法：
八百津町商工会と八百津町とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

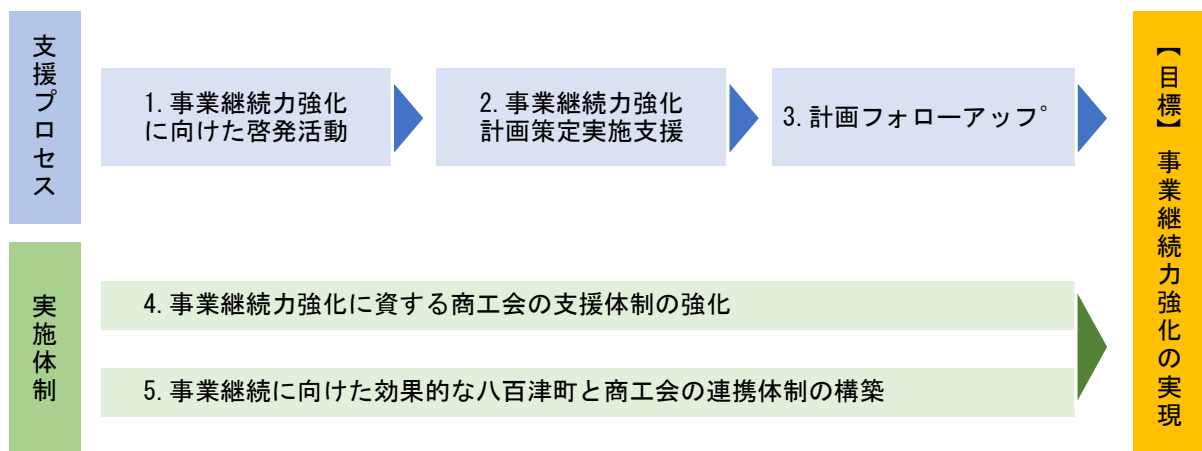
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本計画の実行主体となる八百津町商工会と八百津町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >



1. 事業継続力強化に向けた啓発活動

■目的

町内中小・小規模事業者八百津町で発生しうる大規模自然災害の災害リスク及び新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を伝えるとともに、早期に事業再開することの重要性を認識させ、事業継続力強化の必要性への理解を深めさせることで、事業継続力強化計画策定のきっかけづくりとすることを目的とする。

■具体的取組内容

1) 「事業継続力強化セミナー」の開催

事業継続力強化計画の必要性、具体的な八百津町で発生しうる自然災害の経営に及ぼす影響などを事業者イメージさせ、「事業継続力強化計画」策定の認識を高める。

2) 「事業継続力強化計画」啓発広報の実施

商工会広報誌「八百津町商工会商い通信」へ啓発文を掲載し、紙面配布やWebサイトに掲載し広く啓発活動を行う。

2. 「事業継続力強化計画」の策定及び計画の策定・実行支援

■目的

個々の事業者により立地条件や経営環境により想定される自然災害が異なり、対応する方法も異なるため、個々の事業者に対応した「事業継続力強化計画」の策定を支援する。また、セミナー参加者には「事業継続力強化計画」策定に向けた支援、「事業継続力強化計画」

策定済事業者には策定した計画の実行について支援を実施する。

■具体的取組内容

1) 「事業継続力強化計画策定」の経営指導員による支援

「事業継続力強化計画策定」支援に於いて、経営指導員が中小・小規模事業者の事業継続に於ける現状分析（課題抽出）を支援し、初期段階を経営指導員が支援を担い、より専門的な案件は専門家に繋ぐ。

専門家と連携した支援を行うことで、円滑な計画策定を実現する。

2) 「事業継続力強化計画策定」に関する専門家派遣の実施

岐阜県商工会連合会の「事業継続力強化支援事業専門家派遣制度」等を活用し、策定経験を豊富に有する専門家を中小・小規模事業者へ派遣することで、個々の事業者に対応した事業継続力強化計画策定を迅速に支援する。

3) 新型コロナウイルス感染症への取組み

感染症に関しては「発生」というタイミングはなく、「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などフェーズごとの適切な対応が求められる。事業継続力強化計画の策定に際しては各フェーズごとに可能な限り具体的な行動・対策を示すことで、事業者の事業継続を支援する。

具体的には、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

さらに、事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備等の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

3. 中小・小規模事業者へのフォローアップ

■目的

事業継続力強化計画を策定した中小・小規模事業者に対して、その継続的見直しの実施状況、課題の改善状況などを定期的に確認・指導し、また、自然災害・感染症についての最新の情報を提供することで、PDCAによる計画の実効性を確保する。

■具体的取組内容

1) 計画未策定事業者

セミナー参加者で計画未策定事業者には個別に連絡を取り計画策定を促し、またその他の未策定事業者には巡回・窓口支援時に計画策定の重要性を説明し計画策定を促す。

2) 計画策定済事業者

計画策定済事業者には、計画策定2年目より計画取組み状況を巡回等で確認し、計画達成及び計画見直しを支援する。なお、より専門的支援を要する場合は、専門家派遣事業による支援を行う。

4. 事業継続力強化に資する商工会の支援体制の強化

(1) 商工会職員の事業継続力強化計画策定支援スキルの向上

■目的

創業計画策定支援による創業支援、事業計画策定支援による売上・利益向上や持続的発展に係る支援など支援実績は豊かで経験値も高い。これを活かし「事業継続力強化計画」策定支援に対する支援スキルの向上を行う。

■具体的取組内容

岐阜県商工会連合会主催の「事業継続力強化計画」に関する研修会に出席する。また、事業所の個別相談に専門家派遣制度を活用し、職員も同行することでスキルアップを図る。

(2) 商工会組織の事業継続力の向上

■目的

「八百津町商工会事業継続計画」は令和2年10月に策定された。
今後定期的に計画のブラッシュアップを行うと共に、組織と職員が有事に際して臨機応変に効率的な対応が出来る事業継続力の強化を図る。

■具体的取組内容

八百津町ファミリーセンター防災訓練実施後に商工会内部で、事業評価及び改善点と改善策を検討し、実行ある計画へと継続的に改善を行う。

5. 事業継続に向けた効果的な商工会と八百津町の連携体制の構築

■目的

発災時は、八百津町と商工会の円滑な連携体制が事業者の事業継続には不可欠であり、連携体制構築を図ることで、迅速で効果的な支援を実施する。

■具体的取組内容

- 1) 年1回、商工会と八百津町で発災時の支援体制を確認する。
- 2) 発災並びに新型コロナウイルス感染症対応時における連絡体制を円滑に機能させるため、商工会と八百津町との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
- 3) 大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症が発生したと仮定し、八百津町との連絡ルートの確認等を訓練を行うことで確認し、実効性ある体制を作り上げる。
- 4) 感染症に関しては、「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などフェーズを細分化し、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築し、職員に周知・教育する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時は、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で災害対策本部を立ち上げる。また、おおまかな地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1. 応急対策の実施可否の確認

■八百津町商工会

発災後1時間以内に「八百津町商工会事業継続計画」に従い安否確認を行う。
発災後、会長を対策本部長とした災害対策本部を立ち上げ、八百津町・県連へ対策本部立ち上げを報告し、応急対応の方針を決定する。

■八百津町

発災後3時間以内に「八百津町業務継続計画」に従い安否確認を行う。
八百津町長を対策本部長とした災害対策本部を立ち上げ、岐阜県・八百津町商工会へ対策本部立ち上げを報告し、応急対応の方針を決定する。

※連絡方法は、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。
電話が不通の場合は、双方で事前に登録した SNS により連絡を行う。

●感染症発生時の応急対応

- 1) 国内感染者発生後は、「始業時健康チェック」、職員自身の手洗い（手指の消毒）を行うと共に、密閉、密集、密接の3密対策を行う。
- 2) 感染者流行や政府の「緊急事態宣言」が発出された場合は、八百津町新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づき設置される対策本部の感染症指針に基づき、八百津町商工会の感染症対策を行う。

2. 応急対応の方針決定

■安否情報の連絡窓口

団体名	第1順位	第2順位
八百津町地域振興課	課長	係長
八百津町商工会	事務局長	法定経営指導員

上記の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
おおまかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

■被害規模の目安

大規模な被害がある	①地区内10%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ②地区内1%程度の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ③被害が見込まれる地域に於いて連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	①地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ②被害が見込まれる地域に於いて連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
ほぼ被害はない	①目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

●「感染症」応急対策の方針決定

八百津町で策定された「感染症対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と情報発信を行うとともに、商工会重要業務を行う体制維持のための商工会内の対策を講ずる。

3. 被害調査

■情報収集の方法

「災害対策本部」の指揮命令に基づき被害調査を実施する。
情報収集及び情報管理は、以下の被害調査票の様式に基づき情報収集を行い、被害の実態を把握し、発災後5日～1週間以内に八百津町と共有する。

■情報収集する被害情報の内容（様式）

被害状況報告票（第1報）

別紙様式1

令和 年 月 日

団体名	八百津町商工会
担当課室名	
担当者(職・氏名)	事務局長
連絡先(電話)	(0574)43-0266

No	事業所名	事業所住所	代表者名	業種	従業員数	事業者規模	被害額 (概算 千円)	被害の状況
			[電話番号]	[事業内容]				
01								
02								
03								
04								

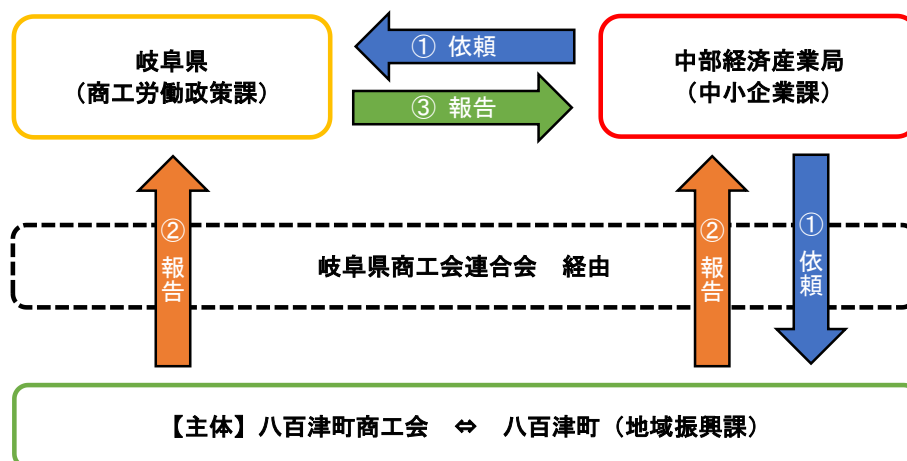
■被害情報の連絡頻度

連絡時期	連絡回数	連絡時間
発災後～3日間	1日に3回	10時、13時、16時
4日～2週間	1日に2回	10時、15時
2週間～1か月	1日に1回	10時
1か月以降	2日に1回	10時

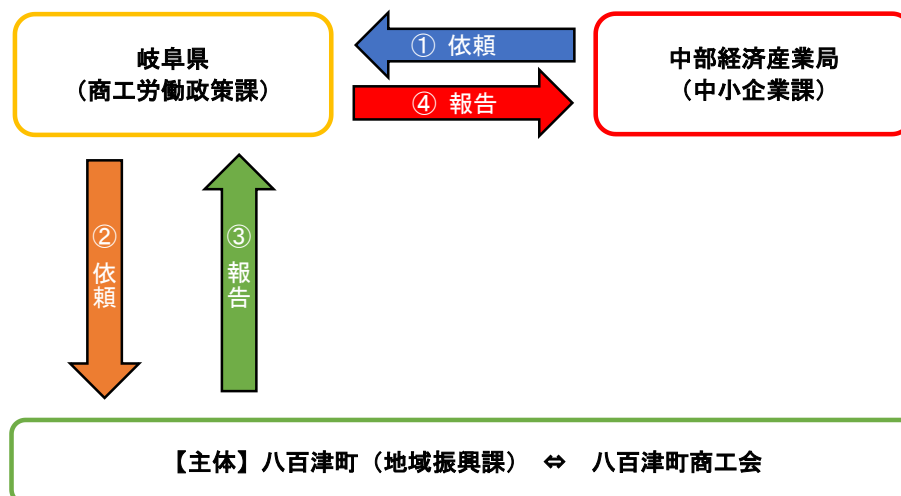
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するための確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて、当町より県の商工担当部署へ報告する。

【初動対応時における被害報告の流れ】



【被害実態の把握時における被害報告の流れ】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、八百津町と相談する。
(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所に於いて相談窓口を設置する。
- ・地区内の小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある中小・小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する復興支援 >

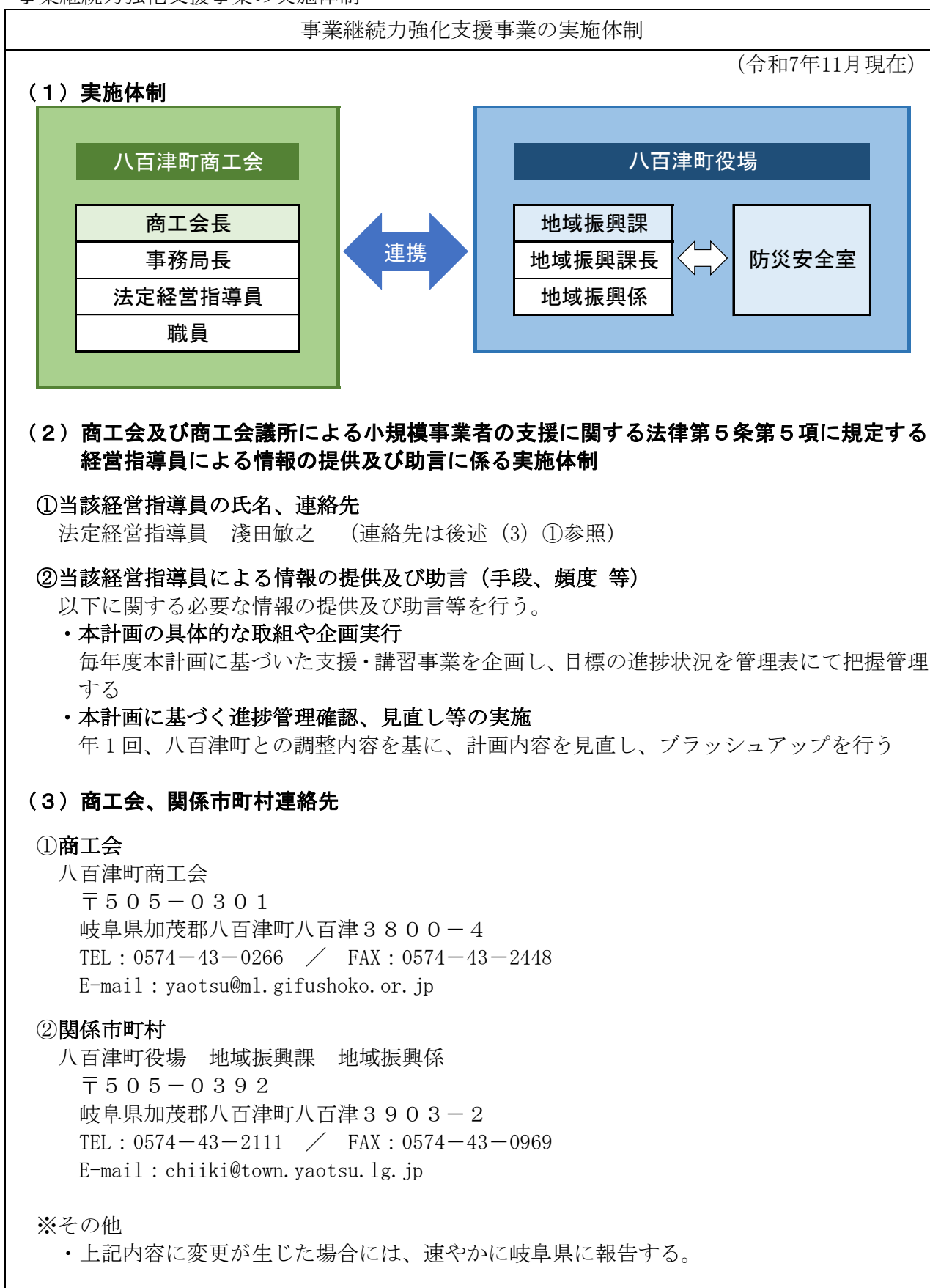
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
1) 「事業継続力強化セミナー」 開催費	70	70	70	70	70
2) 啓発広報費	30	30	30	30	30
3) 「事業継続力強化計画」 策定支援専門家派遣費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、行政補助金、会費収入 など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。